## 別表第3 (第2条関係)

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。)に基づく事務に係る手数料

いっ。) に基づく 名称	事項	金額
, , , , ,	•	
		次の(1)及い(2)に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請
		に係る住宅が一戸建て住宅(人の居住の
		用以外の用途に供する部分を有しないも
		のに限る。以下同じ。)の場合において、
		一戸建て住宅を新築しようとするときは (1)のアの(ア)アはくの(ア)に関ばる
		(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる
		額、一戸建て住宅を増築し、若しくは改
		築しようとするとき、又は建築行為を行
		わないときは(2)のアの(ア)又はイの
		(ア)に掲げる額) (申請に併せて法第6
		条第2項の規定に基づく申出があった場
		合においては、一の建築物について別表
		第2の16の項に掲げる額(申請に係る計
		画に特定建築基準適合審査をする部分が
		含まれる場合においては当該部分ごとに
		同表の17の項に掲げる額の手数料を加え
		た額、建築基準法第87条の4に規定する
		昇降機に係る部分が含まれる場合におい
		ては当該昇降機1基について同表の18の
		項又は19の項に掲げる額の手数料を加え
		た額)の手数料を加えた額)
		(1) 住宅を新築しようとする場合
		次のア及びイに掲げる場合の区分並
		びに当該申請に係る住宅が属する一
		の建築物の床面積の合計に応じ、そ
		れぞれ次に掲げる額
		ア 申請に併せて住宅の品質確保の
		促進等に関する法律(平成11年法
		律第81号)第6条の2第5項の確
		認書若しくは住宅性能評価書又は
		これらの写しが提出された場合
		(ア) 100平方メートル以内のも
		の 7,100円
		(イ) 100平方メートルを超え、
		500平方メートル以内のもの
		13,000円
		(ウ) 500平方メートルを超え、
		1,000平方メートル以内のもの
		22,000円
		(エ) 1,000平方メートルを超え、
		2,500平方メートル以内のもの
		32,000円

- (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 57,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの94,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超 え、20,000平方メートル以内の もの 161,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超 え、30,000平方メートル以内の もの 190,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超え るもの 203,000円
- イ ア以外の場合
  - (ア) 100平方メートル以内のも の 52,000円
  - (イ) 100平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの 122,000円
  - (ウ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 196,000円
  - (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの386,000円
  - (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 691,000円
  - (カ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円
  - (キ) 10,000平方メートルを超 え、20,000平方メートル以内の もの 2,198,000円
  - (ク) 20,000平方メートルを超 え、30,000平方メートル以内の もの 3,140,000円
  - (ケ) 30,000平方メートルを超え るもの 3,847,000円
- (2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額
  - ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合
    - (ア) 100平方メートル以内のも

- の 10,000円
- (イ) 100平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの 19,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 33,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの47,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 85,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 140,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超 え、20,000平方メートル以内の もの 242,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超 え、30,000平方メートル以内の もの 284,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超え るもの 304,000円
- イ ア以外の場合
  - (ア) 100平方メートル以内のも の 78,000円
  - (イ) 100平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの 183,000円
  - (ウ) 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 293,000円
  - (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの579,000円
  - (オ) 2,500平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円
  - (カ) 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円
  - (キ) 10,000平方メートルを超 え、20,000平方メートル以内の もの 3,296,000円
  - (ク) 20,000平方メートルを超 え、30,000平方メートル以内の もの 4,710,000円
  - (ケ) 30,000平方メートルを超え

		るもの 5,770,000円
2 長期優良住宅建築等	法第8条第1項の規定に基づ	当該申請に係る住宅が属する一の建築物
計画等変更認定申請手	く長期優良住宅建築等計画又	の当該計画の変更に係る部分の床面積の
数料	は長期優良住宅維持保全計画	合計に2分の1を乗じて得た面積(床面
	の変更の認定の申請に対する	積の増加する部分にあっては、当該増加
	審査	する部分の床面積の合計)に応じて、当
		該計画が住宅を新築する際に認定を受け
		たものである場合においては1の項(1)
		のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)か
		ら(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸
		建て住宅の場合においては、1の項(1)
		のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)、
		当該計画が住宅を増築若しくは改築する
		際に認定を受けたもの又は建築行為を行
		わず認定を受けたものである場合におい
		ては1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで
		又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額
		(当該住宅が一戸建て住宅の場合におい
		ては、1の項(2)のアの(ア)又はイの
		(ア)に掲げる額) (申請に併せて法第8
		条第2項において準用する法第6条第2
		項の規定に基づく申出があった場合にお
		いては、一の建築物について別表第2の
		16の項に掲げる額(申請に係る計画に特
		定建築基準適合審査をする部分が含まれ
		る場合においては当該部分ごとに同表の
		17の項に掲げる額の手数料を加えた額、
		建築基準法第87条の4に規定する昇降機
		に係る部分が含まれる場合においては当
		該昇降機1基について同表の18の項又は
		19の項に掲げる額の手数料を加えた額)
		の手数料を加えた額)
3 認定を受けた長期優	法第9条第1項又は第3項の	2,300円
良住宅建築等計画に基	規定に基づく譲受人を決定し	
づく建築に係る住宅の	た場合又は管理者等が選任さ	
譲受人を決定した場合	れた場合における長期優良住	
又は管理者等が選任さ	宅建築等計画の変更の認定の	
れた場合の当該計画の	申請に対する審査	
変更認定申請手数料		
4 長期優良住宅建築等	法第10条の規定に基づく長期	2,300円
計画又は長期優良住宅	優良住宅建築等計画又は長期	
維持保全計画の認定を	優良住宅維持保全計画の認定	
受けた地位の承継の承	を受けた地位の承継の承認の	
認申請手数料	申請に対する審査	
5 認定を受けた長期優	法第18条第1項の規定に基づ	160,000円
良住宅建築等計画に基	く住宅の容積率に関する特例	
づく建築に係る住宅の	の許可の申請に対する審査	
容積率の特例許可申請	–	
手数料		
* 22*11	I	